

滋賀県観光キャンペーン「いこうぜ♪滋賀・びわ湖」ロゴマーク使用マニュアル

■使用可能なロゴマーク



■ロゴマークを使用可能な対象(詳細は規約参照)

以下(1)~(3)の団体が滋賀県観光キャンペーン「いこうぜ♪滋賀・びわ湖」の周知・普及を図るために実施する広報活動及び同目的で販売される商品等において使用することができる。

(1)シガリズム推進協議会構成団体

(2)シガリズム推進協議会の構成団体に参画する団体

(3)その他、公益社団法人びわこビジターズビューロー及び滋賀県（以下、「管理者」という。）が認める団体。

滋賀県観光キャンペーン「いこうぜ♪滋賀・びわ湖」の周知・普及を図るために実施する広報活動(広報物)及び同目的で販売される商品等(販売物)において使用することができる。

■ロゴマークの使用可能期間

本ロゴマークを使用できる期間は、原則として、本ロゴマークの使用承認日から令和7年10月31日まで、もしくは、同日以降、当該ロゴマークが付された、令和7年10月31日までに実施する取組等に関連する物品・サービス等の提供・撤去等に要する合理的な日までとする。

■使用申請/届出の流れ(※広報物への使用には届出が、販売物への使用には申請が必要になります。)

①ウェブサイトで使用にかかる規約や関係書類等を確認する。

関連ウェブサイト→https://www.biwako-visitors.jp/feature/detail/campaign_logo/

②使用申請書又は届出書に必要事項を記入し、管理者まで申請/届出する。

申請書→(GoogleForm) <https://forms.gle/2Zf2kPXeGn3aoqjU9>

届出書→(GoogleForm) <https://forms.gle/o1rueN7Sewrfc7ko9>

③【申請の場合(図2)】管理者は申請受付後1週間以内に、承認の場合は以下アイいずれかの方法により通知する。また不承認の場合も申請受付後1週間以内に不承認の通知を行う。ただし不承認の理由については開示しない。

ア 申請内容が【図1】の場合

→管理者はデータを許可通知とともに提供する。

イ 申請内容が【図2】の販売物の場合

- ➡管理者は使用者に対し承認通知を行うとともに、指定シール印刷事業者に対し承認情報を共有する。
- ➡使用者は下表のいずれかの指定シール印刷事業者に連絡し、シールの発注を行う。
 - ※この使用者と指定シール印刷事業者との発注にかかるやり取りについて管理者は関与しない。
 - ※シールの作成にかかる一切の費用については使用者が負担する。

指定シール印刷事業者	①佐川印刷株式会社 滋賀支店 担当:大槻 電話:070-2275-8103 MAIL:may-otsuki@spcom.co.jp ②株式会社JR西日本コミュニケーションズ 京都支社 担当:杉野 電話:075-361-6180 MAIL:h-sugino@jcomm.co.jp ③宮川印刷株式会社 担当:深井 電話:077-533-1241 MAIL:fukai@miyagawainsatsu.co.jp
選択可能サイズ	A 5cm×5cm B 3.5cm×3.5cm
形状	正方形・円形・デザインに沿った切り抜き いずれも可
最少ロット	指定事業者に要確認
価格	指定事業者に要確認
送料	指定事業者に要確認
納期	指定事業者に要確認

【届出の場合】図1、図2ともに、管理者は届出受付後、5営業日以内にデータを提供する。なお、届出内容に不備が認められる場合には、再提出を求められることがある。

- ④使用者は販売物・広報物の制作後速やかに以下の内容により管理者に対し成果物を提出する。
 - 販売物 作成した販売物の写真(ロゴマークの使用した部分が明確にわかる物)を以下の提出先まで送信する。
提出先:ikouze-1@biwako-visitors.jp
 - 広報物 印刷物➡データファイルを PDF 形式で以下の提出先まで送信する。
ウェブ➡使用したウェブの URL を以下の提出先まで送信する。
提出先:ikouze-2@biwako-visitors.jp

■販売物/広報物の定義

本マニュアルにおける販売物・広報物の定義は以下のとおりとする。

①販売物

商業目的で販売する物理的な商品及びそのパッケージ・包装・紙袋等の付帯物、また物理的な商品の販売を発信する目的で作成されるチラシ・パンフレット等の媒体や資料。

※サービスや役務の提供等、実体のない商品を発信するためのチラシ・パンフレット等の媒体や資料については、商業目的の商品であっても広報物とみなす。

②広報物

活動、理念、製品、サービス、イベントなどについて、外部に向けて情報を発信するために作成される媒体や資料のうち、特定の商業目的の商品等を発信しないもの。

※自治体や観光関連団体及びそれに類する団体が作成するものについては、特定の商品情報を発信している場合も広報物とみなす。

媒体や資料の例:

印刷物: チラシ、パンフレット、ポスター、カタログ、雑誌、ニュースレター、デジタルコンテンツ、ウェブサイト、SNS 投稿、メールニュース、デジタル広告、動画、プレスリリース、プレゼンテーション資料など。

■使用に関する方法及び制限等

項目	図1		図2	
	販売物	広報物	販売物	広報物
申請/届出	要申請	届出	要申請	届出
色変更	不可	モノクロのみ可	不可	単色・モノクロのみ可
縦横比変更	不可	不可	不可	不可
サイズ	不問。ただし、提供する物品・サービス等を管理者が推奨・担保・証明すると見える使い方をしないこと	不問。ただし、提供する物品・サービス等を管理者が推奨・担保・証明すると見える使い方をしないこと	以下①②の条件を両方満たすこと。 ①最大5cm×5cm 以内 指定サイズから選択 ②パッケージ等、販売物の表面の6分の1以下	①紙媒体 最少 3.5cm×3.5cm 最大 5cm×5cm ②ウェブ媒体 不問。ただし、提供するサービス等を管理者が推奨・担保・証明すると見える使い方をしないこと
キャプション・吹き出し等	不可	不可	不可	不可
紙媒体への印刷の方法	パッケージ等への直接印刷可	広報物への直接印刷可	パッケージ等への直接印刷不可。 パッケージ等へはシールを作成し貼付すること。 ※シール作成は、管理者が指定する事業者において作成すること。	広報物への直接印刷可

■色目等の詳細

別表参照

■その他注意事項等

- ①申請/届出は、使用案件ごとに必要。
- ②申請から承認まで、約 1 週間程度必要。
- ③入手したロゴマークデータは、無断で配布・再利用をしないこと。
- ④無断使用や申請及び届出に無い方法での使用が確認された場合、管理者はロゴマークの使用許可を取り消す場合がある。
- ⑤申請及び届出の内容に変更が生じた場合は速やかに管理者まで連絡すること。
- ⑥使用者は、予め滋賀県観光キャンペーン「行こうぜ♪滋賀・びわ湖」ロゴマーク使用規約を確認・了承の上、必要

書類を提出すること。

- ⑦なお管理者自体が制作するもの及び特に認めるものにかかる本ロゴマークの仕様については、このマニュアルの内容に沿わないものとする。

■本件に係る問い合わせ先

公益社団法人びわこビジターズビューロー 企画広報部 担当吉原、濱田
〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 2 番 1 号 コラボしが 21 6 階
TEL:077-511-1530 MAIL:kikakukoho@biwako-visitors.jp